議案第82号 三田市障害児療育センターの管理に係る指定管理者の指定について

【施設の名称】 三田市障害児療育センター
【団体の名称】 宝塚市美幸町11番16号

社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会
理事長 片 岡 實
【指定の期間】 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

【趣 旨】 障害児療育センターの管理に係る指定管理者について、平成23年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、次年度以降新たに指定管理者を指定するに当たり地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次期12月定例市議会に上程するもの。

【関係法令】 地方自治法第244条の2第6項

【対象施設】 三田市障害児療育センター(三田市井ノ草808番地)

【指定候補者として選定した団体】

団体名 社会福祉法人 ひょうご障害福祉事業協会

代表者 理事長 片 岡 實

所在地 宝塚市美幸町11番16号

【指定期間】 平成23年4月1日から平成28年3月31日

【選定理由】

センターの設置目的である障害児の発達を支援し、もって福祉の向上を図るにあたり障害児の療育訓練に精通し、高い専門性となおかつ継続的に施設管理能力を有する団体であることが望まれ、これらの条件を勘案した結果、障害福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、なおかつ施設管理を実施するうえで、人的資源のある「社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会」が適任であることから、公募によらず指名したものである。

なお、当該団体は、平成18年度から平成22年度までの5年間、当該施設を指定管理により運営されており、その能力、実績については申し分無く、高く評価出来るものである。

【かるがも園の現状】

かるがも園は、平成11年の開設時以来その運営を社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会に委託している(平成18年度からは指定管理者制度を導入)。園では、市障害福祉課はもとより健康増進課、市内の幼稚園や保育所等との密接な連携をとることにより、発達に課題のある子どもの早期発見、早期療育に努めており、大きな成果を挙げている。また、ひょうご障害福祉事業協会や同法人がかるがも園横に設置する子ども発達支援センターが有する人的資源を有効活用することにより理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる専門性の高い療育サービスを提供している。更に市教育委員会が設置する特別支援教育連携協議会にも参画し、小学校など教育機関との円滑な情報交換を行うことにより、個々の園児の支援に関する園でのノウハウが卒園後の支援に繋がる体制が構築されている。このほか、障害児本人のみならず、保護者やきょうだいへの支援、地域における子育て支援など多様な自主事業を展開しており、障害児療育という限定的な部分に留まらず、幅広い分野においてかるがも園の事業が市民生活の安心に寄与している。指定管理評価についても良好であり、具体的な園でのサービス実施の状況が高く評価されている。

【予算措置】 債務負担行為の限度額(12月補正) 742,000千円